

平成28年労第163号 併合
平成28年労第164号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付及び障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、機械工として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、会社本社工場の洗面所で、足元が暗かったため、床が濡れていることに気がつかず、足を滑らせて転倒し、負傷したという（以下「本件事故」という。）。請求人は、本件事故のあと、すぐには医療機関に受診しなかったが、平成〇年〇月頃から両下肢の痛みが強くなったとして、同年〇月〇日、Cメディカルセンターに受診し、平成〇年〇月〇日に「腰部脊柱管狭窄症」（以下「本件傷病」という。）と診断され手術し、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日、会社から自転車で帰宅する途中、自動車と接触して転倒し、負傷した（以下「本件交通事故」という。）。請求人は直ちにD病院へ救急搬送され、「右舟状骨骨折」と診断され、同月〇日、Cメディカルセンターに転医し、「右舟状骨骨折」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。なお、このときの「右舟状骨骨折」に係る治療

費、通院費、休業損害等については、本件交通事故の相手方当事者が加入する自動車保険によって支払われた。

請求人は、本件事故による「腰部脊柱管狭窄症」が治ゆした後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を、また、本件交通事故後、障害が残存するとして、障害給付の請求をしたところ、監督署長は、本件事故に係る残存障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する障害は認められないとして、障害補償給付を不支給とし、また、本件交通事故によって腰部脊柱管狭窄症が悪化したものとは認められないとし、障害給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求（平成28年労第163号及び平成28年労第164号）に及んだものである。

なお、当審査会は、上記2件の各再審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第14条の2の規定によりこれらを併合した。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が、業務上の障害又は通勤による障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病が業務に起因するものであるから、残存する障害について評価するよう求めているので、以下検討する。

- (1) 本件傷病は、脊柱管が先天的又は後天的に狭小化したものであるが、その多くは年齢的变化が加わって発症するものであり、本件事故のような災害により生じることは基本的にはないとされている。

請求人は、本件事故により本件傷病を発症したと主張するが、これを裏付ける医学的な所見に欠ける上、本件事故により本件傷病による疼痛が生じたと解したとしても、請求人の本件傷病の程度や請求人の主張する本件事故の態様からすると、請求人の脊柱管に以前から狭窄があったものが、転倒を契機に痛みが出現するという可能性は否定できないものの、本件事故から5年以上を経過して医療機関に受診していることからすると、請求人の主張は極めて不自然なものと解さざるを得ない。

また、本件事故自体について、現認者がいないことから、当審査会としては、業務と本件傷病との間に相当因果関係を認めることはできず、残存する障害を労災保険法に基づく保険給付の対象とすることはできないものである。

- (2) 請求人は、本件交通事故により本件傷病が悪化したとも主張するが、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日付け面談記録において、「本件通勤災害の前後における請求人のMR I画像に変化は認められない」旨述べていることから、当審査会としては、請求人の主張を採用できない。

もっとも、平成〇年〇月〇日のMR I画像について、同医師は、上記意見書及び上記面談記録において、「平成〇年〇月〇日の自転車の転倒によりヘルニアが飛び出したと考えられる」旨も述べているところであるが、同月〇日の自転車の転倒は、仮にその発生状況が請求人の主張のとおりであったとしても、会社から自宅に帰る合理的な経路上ではなく、F接骨院に受診しようとして合理的な経路を逸脱している間に生じたものであることから、通勤災害には当たらないこととなる。

なお、請求人は、同年〇月〇日午後〇時頃に、帰宅途中に駅の改札口において転倒したとも主張するが、請求人が提出したF接骨院の施術証明書によると負傷部位は右足であり、約8日間の安静加療後、会社に出勤していることから、この出来事による脊柱管狭窄症への影響は考え難く、請求人の主張は採用でき

ない。

(3) したがって、請求人に残存する障害は、業務との間に相当因果関係は認められず、また、本件交通事故による障害とも認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付及び障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。